

豊島区
災害時トイレ確保・管理計画

令和8年6月

豊島区

目次

I.	はじめに	1
1.	本計画の目的	1
II.	本計画の位置付け.....	2
1.	本計画の位置付け	2
2.	本計画で対象とする災害用トイレの種類と役割	3
3.	本計画で対象とする施設.....	6
III.	現状と課題.....	7
1.	豊島区の被害想定	7
2.	時間経過に伴うトイレの利用環境の変化.....	8
3.	災害時のトイレの確保状況.....	12
4.	代替水の現状	17
5.	災害時のし尿処理体制	17
6.	災害時トイレの確保・管理に関する取組と主要課題	18
IV.	災害時のトイレ確保・管理方針	19
1.	基本方針	19
2.	災害時トイレ確保方針	22
3.	災害時のトイレ管理方針	25
4.	自助・共助の取組の普及啓発方針.....	28

I. はじめに

1. 本計画の目的

災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排泄物の処理が滞る。そのために、排せつ物における細菌により、感染症や害虫の発生が引き起こされる。また、救援センター(避難所)等において、トイレが不衛生であるために不快な思いをする避難者が増え、その上、トイレの使用がためられることによって、排せつを我慢することが、水分や食品摂取を控えることにつながり、避難者においては栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)等の健康被害を引き起こすおそれが生じる。

このため、本計画は、発災後の全ての被災者の安全で質の高い生活環境の確保とともに、日常生活の早期回復をするため、災害時のトイレ環境の向上を図ることを目的とし策定するものである。

なお、災害時のトイレ環境の向上を図るためには、自助・共助・共助が連携した取組の推進が必要である。このため、本計画で対象とする関係者は、豊島区のほか、都有施設又は区有施設の施設管理者、救援センター(避難所)等の運営に携わる避難者、災害時業務を支援する業界団体や協定締結事業者、地域住民や事業者など、災害時のトイレ確保・管理・利用に係るすべての関係者を対象とする。

図 I-1 救援センター(避難所)に設置されるマンホールトイレ



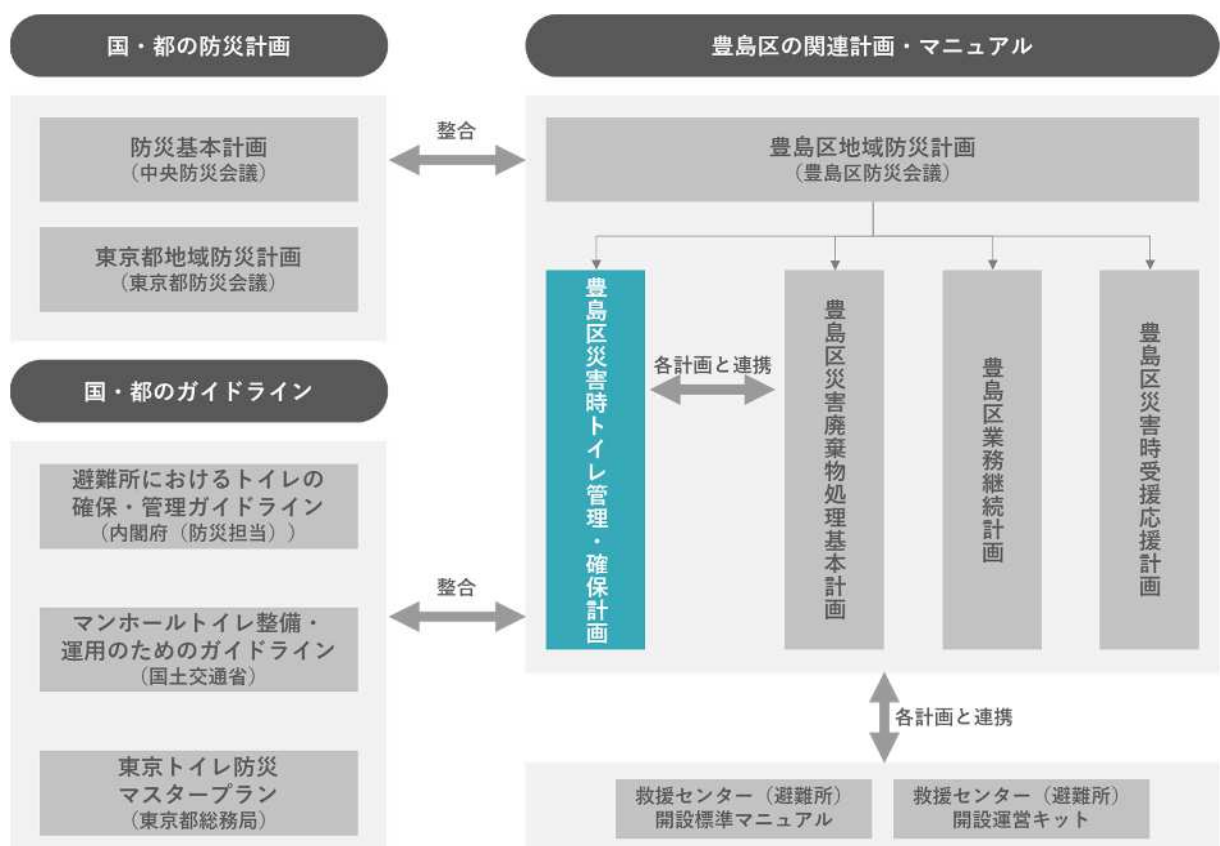
II. 本計画の位置付け

1. 本計画の位置付け

本計画は、災害時のトイレ確保・管理に関する国の指針、「東京都地域防災計画」や「東京トイレ防災マスタープラン」と整合を図りながら、豊島区地域防災計画の関連計画として策定する。

なお、本計画は関連計画や関連マニュアルと連携を図る。

図 II-1 本計画の位置付け



2. 本計画で対象とする災害用トイレの種類と役割

豊島区地域防災計画を踏まえ、本計画では、以下の災害用トイレを対象とする。災害用トイレの特徴や留意点、フェーズに応じた使用可否を以下に示す。なお、本計画で言う「災害用トイレ」とは、ライフライン被害があった際にも使用できるトイレとする。

表Ⅱ-2 災害用トイレの種類と留意点

種類	特徴	留意点
携帯トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・在宅被災者等が自宅等でも使用できる。 ・電気・水なしで使用できる。 ・比較的安価で、かつ少ないスペースで保管できる。 ・既設の個室ならびに洋式便座があれば使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済みの便袋の保管場所の確保、臭気対策、回収、処分方法の検討が必要である。 ・使用するたびに便袋を処分する必要がある。
簡易トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易的な便器であり、既設の個室があれば使用できる。 ・携帯トイレとあわせて使用するものが多いが、自動で便袋を密閉する製品もある。 ・既存の個室以外で使用する場合は、パーテーション等で仕切れば使用できる。 ・水なしで使用できるが、電気が必要な物もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分方法や維持管理方法の確保が必要である。 ・既存の個室以外で使用する場合は、パーテーション等で仕切る必要がある。
仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気なしで使用できるものが多い。 ・便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定稼働させるうえで、汲み取り方法や汲み取り体制等、維持管理のルールが必要である。臭気対策も必要となる。 ・屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。 ・便槽に貯留する方式は、し尿収集車で汲み取りの必要がある。

マンホールトイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置するもの。 ・し尿を下水道管に流下させることができるため、衛生的に使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の確保の必要がある。 ・強風などでテントが飛ばされないようしっかり固定する必要がある。 ・屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。
自己処理型トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿を生物学的処理、化学的処理、物理学的処理、若しくはそれらの組み合わせにより処理するもので、洗浄水やし尿処理水を原則として、公共用水域等に放流・排水しない非放流式のタイプ ・下水道等の被害の影響を受けずに利用可能。 ・くみ取りを要するトイレに比べ、臭気が発生しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な維持管理が必要となる。 ・し尿の量によっては処理が困難な場合がある。 ・処理能力を超えて利用すると水質悪化や臭気発生等の原因となる。
災害対応型常設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時は、水洗トイレとして使用し、断水時は洗浄水量を切り替えて使用ができる。 ・上水の断水時や停電時には、代替水(学校のプール、雨水貯留、非常災害用井戸等)により、水洗機能を使用できる。下水道等の被災時に、し尿を貯留する形態に切り替えて使用するタイプもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の確保の必要がある。 ・災害対応後、通常の水洗トイレに切り替える場合に、清掃、点検の必要がある。
トイレカー(トイレトラック等)	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ設備を備えた車両を指し、し尿を貯留するタイプや処理装置を備えたタイプがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用場所までの車両の動線を確保する必要がある。

表Ⅱ-3 フェーズに応じた使用可否

主なトイレの種類	発災 ～3日間	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
想定	道路閉塞 し尿処理困難 トイレの開設準備	道路啓開 し尿処理開始	ライフライン 一部回復	多くの地域で ライフライン回復	ほぼ全地域で ライフライン回復
携帯・簡易トイレ	◎	◎	○	○	○
仮設トイレ (組立・備蓄)	○	◎	◎	○	○
仮設トイレ (調達)		○	◎	○	○
マンホール トイレ	○	◎	◎	◎	○
自己処理型トイレ	○	◎	◎	◎	○
トイレカー トイレトレーラー トイレコンテナ		○	○	○	○
災害対応型 常設トイレ	○	○	○	○	○

※ ◎主に使用、○状況に応じて使用

表Ⅱ-4 フェーズに応じたタイムライン

発災～3日間	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災直後は、帰宅困難者等によりトイレ需要が増加するため、携帯・簡易トイレ、利用可能な水洗トイレなど利用できるトイレ全てを活用 ● 道路閉塞により運搬が必要なトイレや、し尿処理が必要なトイレは利用困難 ● マンホールトイレ等は開設が必要
～1週間	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路啓開により、一部地域でトイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナや仮設トイレなどの調達、し尿処理が可能になる。
～2週間	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフラインが一部復旧し、水洗トイレが復旧し始め、携帯・簡易トイレの利用が減少 ● トイレコンテナ等に給排水の仮設配管工事を行うことで使用・維持管理状況を改善
～1か月	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難の長期化により避難者ニーズが多様化し、質の高いトイレを優先的に使用
1か月～	<ul style="list-style-type: none"> ● 全地域でライフラインが回復。被害の残る一部施設等では、引き続き災害用トイレを使用

3. 本計画で対象とする施設

本計画において対象とする施設は、豊島区地域防災計画に位置付けられている避難施設のほか、区立公園、公衆トイレ、その他区有施設などとする。

また、災害時の活動拠点となる施設については、災害時活動において重要な施設であることから、本計画において、トイレ確保・管理方針を定める。

表Ⅱ-5 災害用トイレの確保対象施設(令和7年9月時点)

施設	豊島区地域防災計画での位置付け	施設数
区立小・中学校(旧区立小・中学校含む)、西部区民事務所等複合施設、豊島体育館、南長崎スポーツセンター、みらい館大明	救援センター(避難所)	35施設
区民ひろば、ジャンプ、区立幼稚園、地域文化創造館、都立高校、区内私立高校、大学など	補助救援センター	48施設
特別養護老人ホーム、心身障害者福祉センター、生活実習所、福祉作業所、区立保育園、子ども家庭支援センターなど	福祉救援センター	37施設
区立公園・広場等	一時集合場所等	130施設
民間集客施設等	一時滞在施設	28施設
東京都と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している企業の店舗や事業所等	災害時帰宅支援ステーション	連携協力に向けて検討
染井墓地・駒込中学校一帯、雑司ヶ谷墓地、豊島区立総合体育場一帯、学習院大学、立教大学	避難場所	5か所
公衆トイレ	—	6施設
公道上のマンホールトイレ	—	44か所(202孔)
その他区有施設	—	42施設
本庁舎	災害対策本部	1施設
道路工事事務所	災害応急活動施設	1施設
豊島清掃事務所		1施設
としまみどりの防災公園	地域内輸送拠点	1施設

※施設数は施設の新設や廃止、並びに防災協定の締結等によって、増減する場合がある。

※豊島区地域防災計画における位置付けを複数有している施設は、該当する項目すべてで施設数に計上する。

※東京都下水道局は、救援センター(避難所)、災害復旧拠点など災害時重要施設について、下水道施設(下水道本管～公設汚水柵)の耐震化を進めており、令和6年度末に、概ね耐震化が完了している。

III. 現状と課題

1. 豊島区の被害想定

豊島区地域防災計画では、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を踏まえ、豊島区に大きな被害が想定される都心南部直下地震及び多摩東部直下地震を対象として、対策を推進している。本計画においても、同様の想定地震を対象とする。

表Ⅲ-1 被害想定

(出典:「豊島区地域防災計画」)

想定地震	都心南部直下地震・多摩東部直下地震
規模	M7.3
地震のタイプ	直下型
発生季節と時刻	冬の夕方 18 時
風速の想定	8m/秒
建物被害	1,704 棟(多摩)
全壊棟数	827 棟 (多摩)
焼失棟数	877 棟 (多摩)
避難者数	48,203 人(都心)
うち避難所避難者数	32,136 人(都心)
うち避難所外避難者数	16,068 人(都心)
帰宅困難者数	128,014 人 (都心・多摩)
下水道 被害率	3.4% (都心)
上水道 断水率	21.6% (都心・多摩)
電力 停電率	6.5% (都心)

※豊島区に大きな被害が想定される「都心南部直下地震(冬の夕方18時 風速8m/秒)」及び「多摩東部直下地震(冬の夕方18時 風速8m/秒)」のうち、被害の大きい方を記載。

表Ⅲ-2 避難者数等の推移(都心南部直下地震 冬の夕方18時、8m/秒)

フェーズ	1日~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月~
避難者数計	23,007	48,203	38,893	29,582	20,271
避難所避難者数(人)	19,556	32,136	23,451	14,766	6,081
避難所外避難者数(人)	3,451	16,068	15,442	14,816	14,190
災害用トイレの利用が想定される在宅避難者数(人)	65,945	35,698	27,972	9,557	0

2. 時間経過に伴うトイレの利用環境の変化

豊島区において想定される、発災後からの時間経過に伴い変化する被災者を取り巻く状況、トイレ利用環境の状況は以下のとおりである。

表Ⅲ-3 発災後からの時間経過に伴い変化する被災者を取り巻く状況・トイレ利用環境の状況

■救援センター(避難所):避難所避難者対策

フェーズ	被害想定
発災から 3日	<避難者の発生> <ul style="list-style-type: none"> ● 建物被害、ライフライン被害、エレベーター被害等により救援センター(避難所)へ被災者が集まり、時間経過とともに避難者が増加 ● 帰宅困難者により避難者以外のトイレ利用者が増加
	<水洗トイレの停止・災害用トイレの利用> <ul style="list-style-type: none"> ● 停電や断水、排水管等の損傷が生じた場合は、水洗トイレの利用ができない。 ● 燃料が枯渇した場合、非常用電源で機能していた水洗トイレが機能を停止し、利用困難化 ● 災害発生当初は、救援センター(避難所)備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ(組立・備蓄)、マンホールトイレや災害対応型常設トイレ等の利用を求められる。 ● 災害用トイレの利用と平行し、水洗トイレの利用可否を判断する排水管等の点検を実施
	<災害用トイレの不足> <ul style="list-style-type: none"> ● 人員の不足や配置・動線の問題から、災害用トイレの準備・開設などの初動対応が徹底されず、トイレが不足 ● 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの物資調達を行いトイレの不足に対応 ● 物資調達を試みるも、物資の流通機能がまひし、携帯トイレ、仮設トイレ等の不足に対応できない。
	<災害用トイレの適切な運用が困難> <ul style="list-style-type: none"> ● し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期に利用困難化 ● 使用済み携帯トイレ等・し尿(くみ取り)の収集の遅れや、トイレの管理が不十分なことにより、衛生環境が急速に悪化 ● トイレの数の不足により要配慮者等への対応が困難 ● 和式の仮設トイレ等の利用を求められ、高齢者や障害者等のトイレ利用困難化
4日～ 1週間	<避難者の発生> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難者数が最大となり、トイレ利用者数も増加 ● 在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ることなどを要因に、避難所避難者以外のトイレ利用者が増加

フェーズ	被害想定
	<p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路啓開により、一部地域で、仮設トイレや携帯トイレなどの調達、使用済み携帯トイレ等の回収やし尿収集車、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナの利用が可能 ● 使用可能な水洗トイレの利用を再開 <p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの物資調達、トイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナの利用により、トイレの不足に対応 <p><災害用トイレの適切な運用が困難></p> <ul style="list-style-type: none"> ● し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期の利用が困難 ● トイレの数の不足により要配慮者等への対応が困難 ● 和式の仮設トイレ等の利用を求められ、高齢者や障害者等のトイレ利用が困難
1週間～ 2週間	<p><避難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ライフラインの一部の回復により、避難者数が減少 ● 在宅避難者が携帯トイレ等の備蓄を使い切ることなどを要因に、避難所避難者以外のトイレ利用者が増加 <p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ライフラインが回復した救援センター(避難所)では水洗トイレが利用できるようになり、携帯トイレや仮設トイレの利用減少 ● 断水が続く地域等では、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの利用を継続 ● 断水が続く地域等にトイレカー・トイレトレーラー・トイレコンテナ等に移設
2週間～ 1か月	<p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1か月後にはライフラインの回復により、多くの水洗トイレが利用可能 ● 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの利用が減少し、撤去等を実施 ● 引き続き災害用トイレを利用する場合、質の低いものは利用者から苦情や不満が発生

■避難場所：緊急的な避難者への対策

フェーズ	被害想定
発災から 3日	<p><避難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火災の発生や建物倒壊などにより、被災者が殺到し、避難場所の運営等が混乱するおそれがある。 ● 時間経過とともに、緊急的な避難者は減少

フェーズ	被害想定
	<p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、水洗トイレの利用ができない。 ● 水洗トイレの利用可否を判断する排水管等の点検を実施 ● 災害対応型常設トイレや貯留型のマンホールトイレ(貯留式)、携帯トイレ等の利用を求められる。
	<p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人員の不足や配置・動線の問題から、災害用トイレの準備・開設などの初動対応が徹底されず、トイレが不足 ● 物資調達を試みるも、物資の流通機能がまひし、携帯トイレ、仮設トイレ等の不足に対応できない。
	<p><災害用トイレの適切な運用が困難></p> <ul style="list-style-type: none"> ● し尿収集車の台数の不足、道路渋滞等による都外からの応援や巡回の困難等により、くみ取式トイレは早期の利用が困難 ● トイレの管理等が適切に行われないことや、ごみ・し尿処理収集の遅れ等により、衛生環境・衛生状態が急速に悪化

※避難場所での滞留が長期化する場合には、救援センター(避難所)に誘導する。

■在宅避難・自主避難先:在宅避難者等対策

フェーズ	被害想定
発災から 3日	<p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、水洗トイレの利用ができない。 ● 特に、集合住宅では、各住戸の排水管がつながっているため、災害発生時は排水トラブルを回避するため、携帯トイレや簡易トイレの利用が求められる。 ● マンション等の集合住宅で備蓄等の対策を行っている場合、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等を利用 ● 災害用トイレの利用と平行し、水洗トイレの利用可否を判断する排水管等の点検を実施
	<p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内備蓄が足りておらず、携帯トイレ等が不足
	<p><災害用トイレの適切な運用が困難></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄がない場合、救援センター(避難所)や公衆トイレの利用が求められる。 ● 公衆トイレ等が大小便で満杯になるなど、衛生状態が悪化 ● 周辺トイレの利用を試みるが、アクセスが困難 ● マンション等の集合住宅の中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合は在宅避難が困難

フェーズ	被害想定
	<ul style="list-style-type: none"> ● トイレが利用できない期間が長期化した場合、備蓄していた携帯・簡易トイレが枯渇し、在宅避難が困難 ● ライフライン被害等により、時間の経過とともに在宅避難が困難化し、救援センター(避難所)への避難者が増加
4日～ 1週間	<p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3日分の携帯・簡易トイレの備蓄の枯渇により、ライフラインが復旧していない住宅等での避難が困難 ● 使用可能な水洗トイレの利用を再開 ● 事業者の不足等により、住宅等の断水、排水管の損傷等の修理が困難
1週間 以降	<p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ライフラインの一部回復により、水洗トイレの一部使用可能 ● 携帯・簡易トイレの備蓄の枯渇により、ライフラインが復旧していない住宅等での避難が困難 ● 事業者の不足等により、住宅等の断水、排水管の損傷等の修理が困難

■外出先:帰宅困難者対策

フェーズ	被害想定
発災から 3日	<p><帰宅困難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路や公共交通機関の復旧が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設での滞在期間が長期化 <p><水洗トイレの停止・災害用トイレの利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 停電や断水、排水管の損傷等が生じた場合は、職場・学校等の一時滞在施設・帰宅困難支援ステーション(公共施設やコンビニ等)の水洗トイレが利用できない。 ● 一時滞在先において、携帯トイレや簡易トイレ等の利用が求められる。 ● 災害用トイレの利用と平行し、水洗トイレの利用可否を判断する排水管等の点検を実施
4日～ 1週間	<p><帰宅困難者の発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定しているが、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、とどまっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある <p><災害用トイレの不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駅のトイレの被害状況によっては、周辺の公共トイレ等に利用者が集中する可能性がある。 ● 駅周辺での野外排せつ及び公衆トイレ等が大小便で満杯になり、衛生状態が悪化 ● ライフラインの一部回復により、水洗トイレの一部使用可能

3. 災害時のトイレの確保状況

(1) 災害用トイレの現状数量

災害用トイレ等の現状数量及び災害用トイレのある施設の分布状況を以下に示す。なお、下表の災害用トイレの現状数量は、次の条件を前提として計上している。

- 豊島区内の施設(表Ⅱ-5「災害用トイレの確保対象施設(令和7年9月時点)参照)のうち災害用トイレがあり、かつ災害時においても不特定多数の区民が利用できる施設にある災害用トイレの設置数を計上した。
- マンホールトイレ(公道上)で必要となる便器やテント等の上物は、現状備蓄がなされていないため、マンホールトイレ(公道上)の設置数202基は下表には計上しない。

表Ⅲ-4 災害用トイレの現状数量(令和7年9月時点)

種類	形式※1	数量※2	対象施設	
携帯トイレ	便袋 回収・焼却	使用可能回数 141,483回	73施設	
簡易トイレ	便袋 回収・焼却	272個	7施設	
仮設トイレ	備蓄・組立式	10基/4,000人	1施設	
マンホール トイレ	敷地内	150基	25施設	
	公道上	0基	0箇所	
常設 トイレ	建物内	くみ取式	0基	0施設
		代替水利用式	704基	21施設
		くみ取式かつ代替水利用式	0基	0施設
		くみ取・代替水利用なし	0基	0施設
	公衆 トイレ	くみ取式	0基	0施設
		代替水利用式	0基	0施設
		くみ取式かつ代替水利用式	0基	0施設
		くみ取・代替水利用なし	0基	0施設

※1「東京トイレ防災マスタープラン」資料編「2. 災害時に利用できるトイレの種類・特徴」に準ずる。

※2災害用トイレが設置されている主な施設は、救援センター(避難所)、補助救援センター、福祉救援センター、一時滞在施設等である。

(2)災害用トイレの過不足状況

豊島区では、災害時に想定されるトイレ利用者は、避難所避難者・避難所外避難者とともに、在宅避難者のうち、下水道・上水道の被害により、自宅トイレの利用が困難と想定される層を対象とした。

豊島区で確保可能な災害用トイレは864基(表Ⅲ-4災害用トイレの現状数量(令和7年9月時点)のうち、携帯トイレ・簡易トイレを除いた既存トイレ)であり、区全体で発災直後から災害用トイレが不足することが想定される。

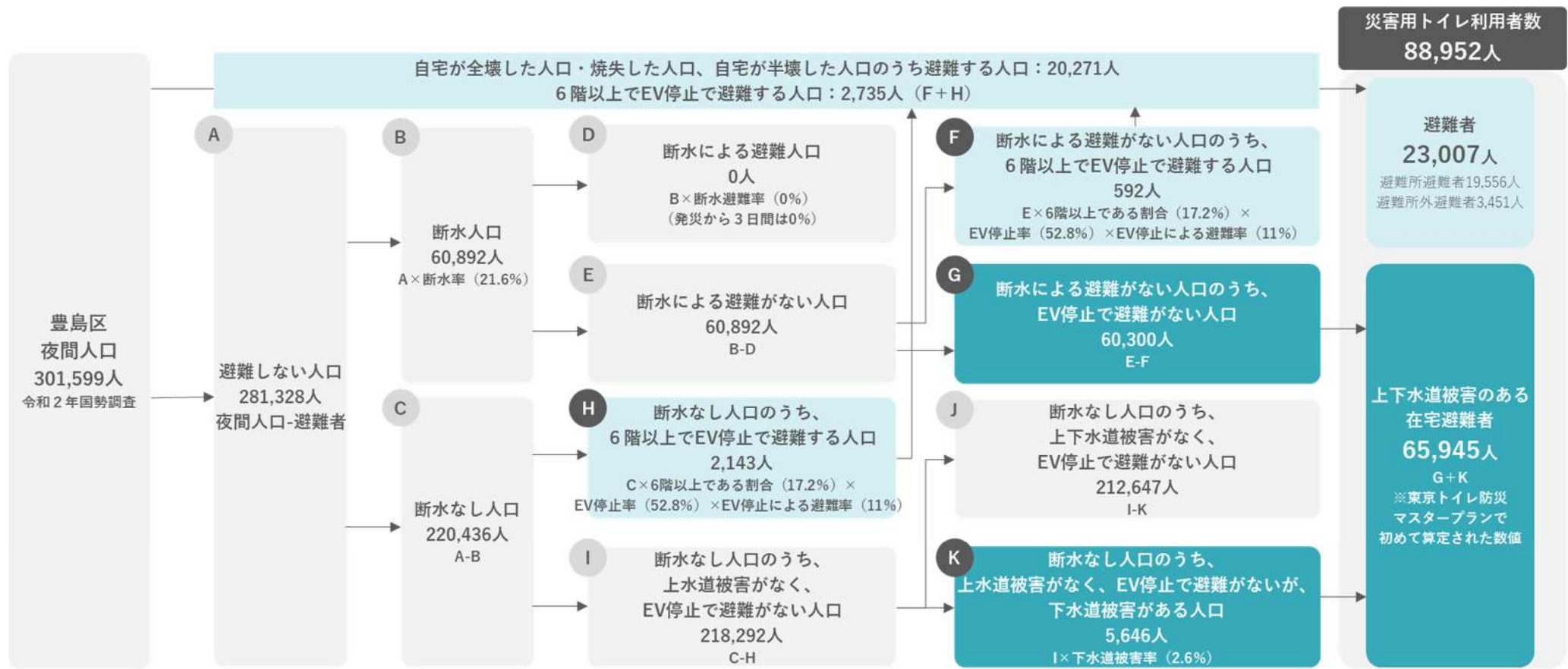
表Ⅲ-5 避難者全体に対する災害用トイレの過不足状況(区全体)

フェーズ	1日~3日	4日~1週間	1~2週間	2週間~1か月	1か月~
避難者数計(人)	23,007	48,203	38,893	29,582	20,271
避難所避難者数(人)	19,556	32,136	23,451	14,766	6,081
避難所外避難者数(人)	3,451	16,068	15,442	14,816	14,190
災害用トイレの利用が想定される在宅避難者数(人)	65,945	35,698	27,972	9,557	0
災害用トイレ基数計(基)※	864				
必要基数(基)	1,781	1,679	3,345	1,958	1,015
過不足(基)	-917	-815	-2,481	-1,094	-151
国や都の基準による トイレ基数	50人/基		20人/基		

※国や他自治体、協定締結事業者等からのトイレに関する支援は含んでいない。

※次頁に災害用トイレ利用者数(発災1日~3日)の算定方法を記載

(3)災害用トイレ利用者数(発災1日～3日)の算定方法



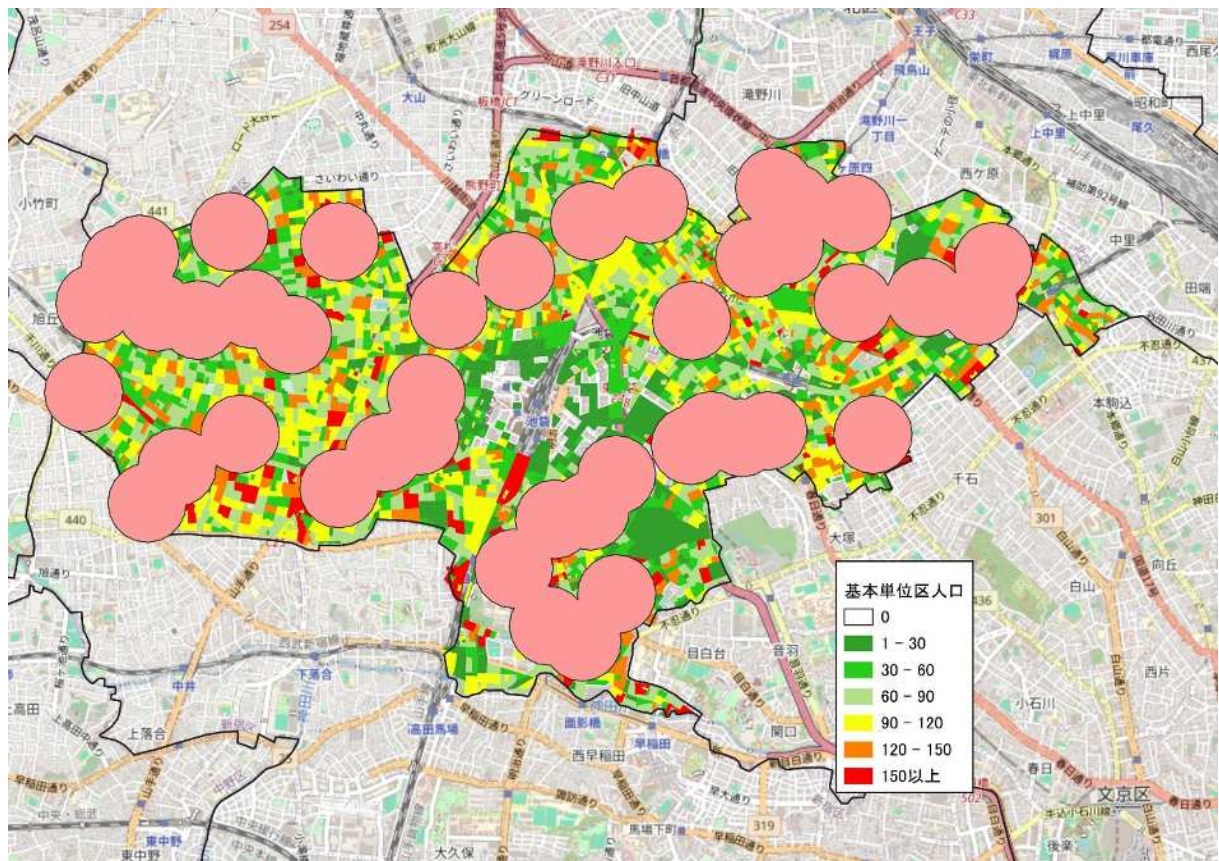
※各数値の引用元:「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(令和4年5月公表)」及び「東京トイレ防災マスタープラン分析結果」

(4) 災害時のトイレ空白エリア

災害用トイレを適切な場所に配置する指標として、災害時に使用できるトイレがある施設の徒歩約5分圏(半径250m円)外を災害時のトイレ空白エリアとした。

災害用トイレがある区有施設及び都有施設が区内に広く点在していないこともあり、トイレ空白エリアが目立っている。また、令和2年国勢調査人口と重ね合わせてみると、下図の赤枠の場所が、空白エリアのなかでも人口の集積が多く、新たなトイレ配置、事業者へのトイレ貸出協力の依頼など、新たな確保対策を検討する必要がある。

図Ⅲ-6 災害時のトイレ空白エリア

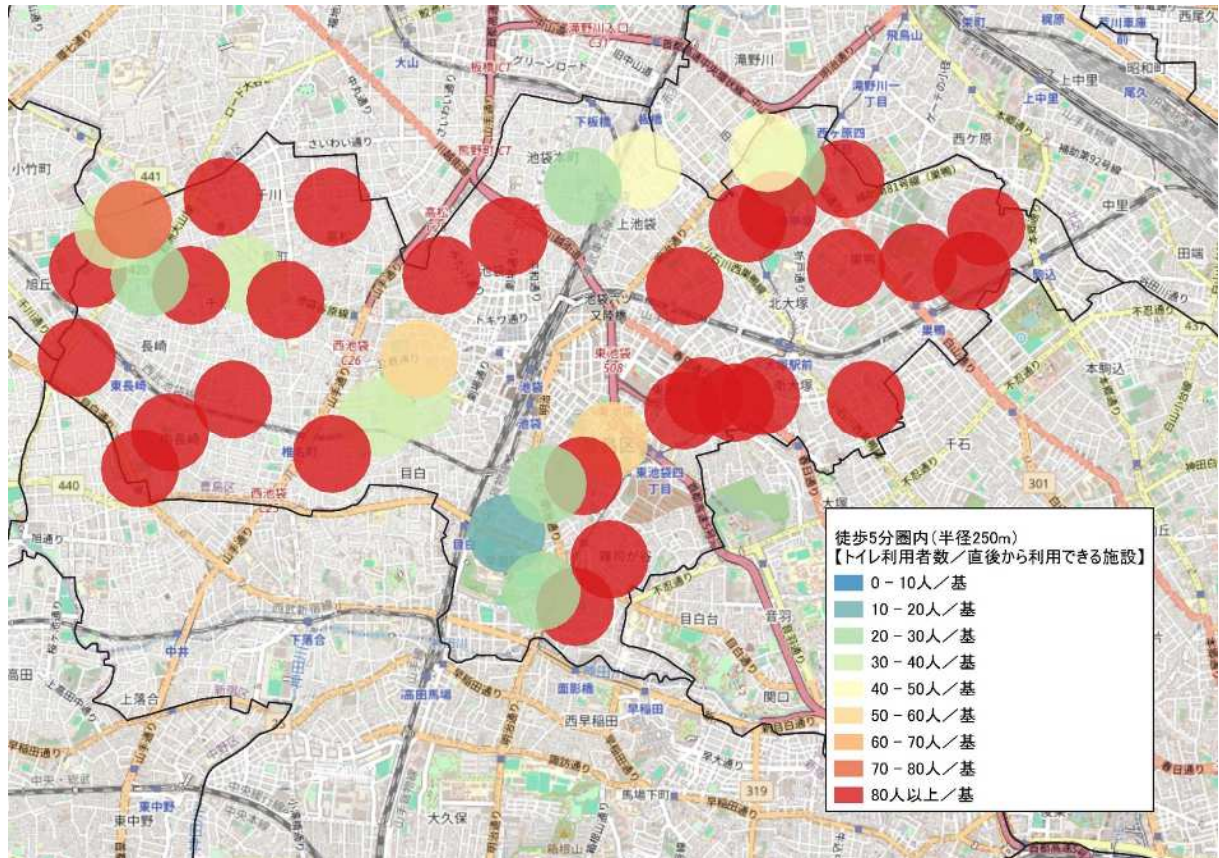


(5)各施設のトイレ空白エリア

災害用トイレがある施設のトイレ充足度を評価する指標として、施設のトイレを利用することが想定される利用者数を、設置されている災害用トイレの基数で割ることで算出した。

下図の赤く示した施設については、災害用トイレ1基当たり、80人以上の利用者数の想定となっており、国や都の基準である「発災から1週間までは50人に1基、1週間以降は20人に1基」と比較しても、十分な基数を確保できていないとは言えず、災害用トイレの増設を検討する必要がある。

図Ⅲ-7 各施設のトイレの充足度



4. 代替水の現状

被災後、断水した場合、災害対応型常設トイレが設置されている施設では、学校のプール、雨水貯留槽、非常災害用井戸等の代替水を利用して、トイレを使用する。

また、マンホールトイレについては、水洗用水として利用する。東京都水道局は、救援センター(避難所)において、メーターまでの耐震化された給水管に応急給水栓を設置しており、災害時の給水能力を確保している。

5. 災害時のし尿処理体制

下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点からも直ちに水洗トイレの使用を控え、災害用トイレを使用する必要がある。

発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用でき、かつ水洗用の生活用水を確保できるとき、水洗トイレを利用することができる。

豊島区災害時のし尿処理については、「豊島区地域防災計画」、「豊島区災害廃棄物処理基本計画」及び「豊島区災害廃棄物処理行動手順」に基づき対応する。

表Ⅲ-8 災害廃棄物処理基本計画におけるし尿処理に係る取組内容

項目	取組内容
被害状況等の収集	・道路、マンホールトイレ、処理施設、協定締結機関の車両等の被害状況の把握、道路啓開作業の進捗状況の把握
救援センター(避難所)等開設状況の把握	・救援センター(避難所)等における災害用トイレの設置状況の把握
し尿処理実施計画の作成	・し尿排出量の推計、必要となる資機材量の推計、確保可能な資機材量の推計、都へ応援要請する資機材量の確定、収集計画の決定
収集運搬体制の確立	・協定締結機関への要請
都への応援要請	・運搬車両の確保など
処理施設の稼働状況の把握	・民間処理施設、清掃工場の稼働状況の把握
携帯トイレ等の収集運搬	・携帯・簡易トイレの便袋の収集、清掃一組施設への搬入
し尿のくみ取搬入	・作業計画の作成、指定マンホール・水再生センターへの搬入

6. 災害時トイレの確保・管理に関する取組と主要課題

(1) 災害時のトイレ確保上の課題

救援センター(避難所)として指定されている小・中学校等について、建物の耐震化とともに、トイレ排水管と下水道公設ますとの接続部、公設ますから下水道本管までの接続部が耐震化されていることを踏まえ、排水管の点検により使用可能と判断できる施設内のトイレを利用することを基本とする。合わせて排水管や上下水道に被害があることも想定しながら、携帯・簡易トイレやマンホールトイレ、代替水の活用を併用する。

また、「災害時のトイレ空白エリア」をみると、人口が集積しているにもかかわらず、災害用トイレがないエリアもあり、新たな災害用トイレの設置や事業者へのトイレ貸出協力の依頼、在宅避難者向けの携帯トイレの備蓄等、災害用トイレ確保に向けた取組を検討する必要がある。

さらに、「各施設のトイレ空白エリア」をみると、国や都の基準である「発災から1週間までは50人に1基、1週間以降は20人に1基」と比較しても、十分な基数を確保できているとは言えず、災害用トイレの増設が必要である。

(2) 災害時のトイレ管理上の課題

豊島区では、救援センター(避難所)を運営するにあたっての必要事項等を示した「救援センター開設標準マニュアル」及び各救援センター(避難所)の特性に合わせた「個別マニュアル」を作成している。

トイレ環境の整備については、要配慮者・女性・子どもなど、多様な利用者のニーズに配慮するとともに、救援センター(避難所)運営を担う避難者の協力を得て、衛生的な環境を確保していくことを位置付けている。

こうしたことから、救援センター(避難所)開設運営訓練や救援センター(避難所)開設・運営方法の動画を通して、災害用トイレを設置・運用できる人材の育成が課題となる。また、災害時のトイレ安全上の課題、防犯対策に資する照明器具や防犯ブザー、衛生管理に必要な物資などの備蓄の推進も課題である。

(3) 自助・共助の取組の推進上の課題

豊島区では、区主催の防災イベントや防災講座等を通じて、災害時のトイレ使用方法や携帯トイレの備蓄の必要性について普及啓発を行っている。現在実施している普及啓発活動は一定の効果はあると思われるが、防災イベントや防災講座に参加するのは、潜在的に防災意識がある方々である。

一方、災害時のトイレ利用で本当に困ってしまうのは、防災イベントや防災講座に参加しておらず、平常時から防災意識をあまり持ち合わせていない方々であると推察される。

今後、このような方々に対して、どのような対策を実施すれば防災意識を啓発することができるのか検討する必要がある。

IV. 災害時のトイレ確保・管理方針

1. 基本方針

(1) 方針と対策の方向性

本計画では、発災後の全ての被災者の安全で質の高い生活環境の確保とともに、日常生活の早期回復をするため、「災害時に必要なトイレの十分な確保と適切な配置」及び「多様な避難者に配慮した快適で衛生的なトイレ環境整備」を基本方針とする。

それに加えて、対策を推進していく際に、協力が不可欠である区民や事業者の取組を推進していく上で、「自助・共助の取組の普及啓発」も基本方針に位置付ける。

以上、3点を基本方針として定め、災害時のトイレの確保・管理に係る対策を推進する。

方針		対策の方向性
方針①	災害時に必要なトイレの十分な数量確保と適切な配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生当初(1日～1週間)に想定されるトイレ利用者(避難所避難者数、避難所外避難者、災害用トイレの利用が想定される在宅避難者)に対して、50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 ● 災害時のトイレ空白エリアの解消に向けて、災害用トイレの新規設置、区有施設トイレの災害対応化等を行い、適切な配置に努める。検討にあたっては、区内の各町域の特徴(駅周辺や住宅地等)を考慮する。 ● 避難が長期化する場合(1週間以降)に想定されるトイレ利用者に対して、20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。これを実現するために、協定に基づく災害用トイレの供給体制の強化や支援物資の輸送体制の構築、避難所避難者数が減少するタイミングに合わせて、トイレ環境が整った避難所への避難所避難者の集約等に努める。
方針②	多様な避難者に配慮した快適で衛生的なトイレ環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● アセスメントを行うことにより、トイレの使用を控えることによる健康障害や災害関連死の発生を防止するとともに、要配慮者・女性・子どもなど、多様な利用者のニーズに配慮し、快適で衛生的な質の高いトイレの環境整備に努める。

方針 ③	日頃からの自助・共助の取組の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅避難を前提とし、家庭内備蓄について啓発する。 ● 防災授業や防災講話、各種防災イベント等で、携帯トイレの備蓄の推進及び使用方法について周知する。 ● マンションにおける汚水逆流の防止のため、災害時のトイレの使用禁止及び携帯トイレ使用の徹底並びに排水設備点検方法について周知する。
---------	--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2)到達目標

「東京トイレ防災マスタープラン」及び「同プラン実行計画」を踏まえ、本計画では、以下の到達目標を定める。

方針		令和12年度までの到達目標	令和17年度に向けた展開 (将来的な到達目標)
方針 ①	災害時に必要なトイレの十分な数量確保と適切な配置	<ul style="list-style-type: none"> ● フェーズに応じた避難者数に対する災害用トイレの不足状況の改善 ● 災害時のトイレ空白エリアのおおむね半減※1 ● 災害用トイレを保有する区有施設におけるトイレ充足度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● フェーズに応じた避難者数に対する災害用トイレの不足状況の解消 ● 災害時のトイレ空白エリアの解消 ● 災害用トイレを保有する施設におけるトイレ充足度の向上
方針 ②	多様な避難者に配慮した快適で衛生的なトイレ環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害用トイレを保有する区有施設におけるアセスメント項目の達成※2(アセスメントの実施は2027年度までに行う目標) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害用トイレを保有する全施設における質の高いトイレ環境の実現
方針 ③	日頃からの自助・共助の取組の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 区民の携帯トイレの備蓄率(3日分)50% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 更なる区民の携帯トイレの備蓄率向上

※1豊島区地域防災計画に定める減災目標(2030年(令和12年度)までに、区における首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する)と整合させる。

※2東京トイレ防災マスタープラン「災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート」による。

(3) 計画の見直し

計画の見直しについては、本計画の中間点である2030年度(令和12年度)に実施することを基本としながら、都被害想定の見直しや「東京トイレ防災マスタープラン」の修正といった都の動向、社会情勢の変化、豊島区地域防災計画の修正、新たな課題の発生等が生じた場合に、必要に応じて検討を行い、適宜見直していくものとする。

2. 災害時トイレ確保方針

災害時のトイレ確保について、以下の対策を推進する。

フェーズ	対策
発災前	<p><確保が必要となる基数></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生当初は、発災直後から1週間までを避難者約50人当たり1基、それ以降を避難者約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。このうち、バリアフリートイレは、避難者の人数やニーズに合わせて確保に努める。 <p><災害用トイレの確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救援センター(避難所)、避難場所及びその他公的施設等の災害用トイレの備蓄・整備について必要数を算定するとともに計画を策定し、災害用トイレの確保を推進する。避難場所における発災直後の緊急的な避難者の急増及び発災後3日目まではし尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、避難場所への携帯トイレ・簡易トイレの備蓄を推進する。 ● 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等)を備蓄・整備する必要がある。 ● 備蓄・整備にあたっては、発災直後の救援センター(避難所)には、避難所外避難者や在宅避難者などの避難者以外のトイレ利用者が発生することを考慮する。 ● 在宅避難者等が外の公共トイレを利用する可能性を踏まえ、各エリアにおける災害用トイレの適正配置を推進する。 ● 救援センター(避難所)に指定されている小・中学校等の区有施設の改築改修のタイミングに合わせて、災害時対応型常設トイレを設置し、災害時であっても平常時と大きく変わらず使用できるトイレ環境を整備する。 ● 足が不自由等の身体的な理由からマンホールトイレまでの移動が困難な方が使用するために、自動密封式の簡易トイレを全救援センター(避難所)に備蓄する。 ● 空白エリア内にある公道上のマンホールトイレ及び公園のマンホールトイレで便器やテント等の上物が不足している場合、上物を備蓄する。 <p><民間施設や商業施設等の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害用トイレの確保にあたっては、民間施設や駅周辺の商業施設などの活用を検討する。

フェーズ	対策
	<ul style="list-style-type: none"> ● 区が協定締結している一時滞在施設等にも協力を依頼し、災害用トイレを確保していく。
発災後 3日目まで	<p><確保基数></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救援センター(避難所)において、災害発生当初は避難者約50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。災害用トイレ不足分は携帯トイレで補完する。 <p><使用する災害用トイレ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、原則として、し尿収集車による収集が必要となる仮設トイレは設置せず、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等)を活用し、対応する。 <p><救援センター(避難所)における対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所避難者へのトイレ対策として、災害時、救援センター(避難所)にマンホールトイレが設置されるまでの間を約半日と想定し、救援センター(避難所)に備蓄している携帯トイレで対応する。 ● 避難所外避難者及び災害用トイレの利用が想定される在宅避難者へのトイレ対策として、各救援センター(避難所)に携帯トイレで対応するが、各救援センター(避難所)に設置するマンホールトイレの使用も積極的に案内する。 ● 排水管等の点検を行い、利用可能な水洗トイレは早期に利用再開する。 <p><避難が長期化した場合に備えた災害用トイレの確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難が長期化した場合(発災後1週間以降)における基本的な考え方である避難者約20人当たりトイレ1基の基準を満たすため、不足するトイレを都及び国に対して応援物資の要請を行うとともに、防災協定を締結している事業所等に資機材等の借用・調達を依頼する。 ● 全救援センター(避難所)において、避難所避難者、避難所外避難者、災害用トイレの利用が想定される在宅避難者がマンホールトイレの利用を可能とするため、トイレトーパー等の必要物資の手配を行う。
発災後 4日目～1週間	<p><確保基数></p>

フェーズ	対策
	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災後3日目までと同様に、救援センター(避難所)において、災害発生当初は避難者約50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 <p><仮設トイレの使用></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮設トイレの使用にあたっては、し尿を収集運搬できる車両の確保や処理方法の確立が必要であるため、事前の確認を慎重に行い、収集運搬車両の確保及び処理方法等まで確保してから使用する。 ● 仮設トイレを使用している場合で、し尿収集体制に不足が生じる場合には、都へ広域的な応援を要請する。 ● 利用可能な水洗トイレは再開する。
<p>発災後 1週間以降</p>	<p><確保基数></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救援センター(避難所)において、避難が長期化する場合(発災後1週間以降)には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 <p><トイレ環境が整った避難所への避難所避難者の集約></p> <p>避難所避難者数が減少するタイミングに合わせて、トイレ環境が整った避難所に避難所避難者を集約する。</p> <p><水洗トイレの早期復旧></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水洗トイレの早期復旧を図る。

3. 災害時のトイレ管理方針

災害時のトイレ管理について、以下の対策を推進する。

フェーズ	対策
発災前	<p><管理・運用体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救援センター(避難所)の管理運営が混乱なく円滑に行われるようにするために、「救援センター開設運営マニュアル」及び「個別マニュアル」を作成し、トイレの被災状況の確認や衛生管理の責任者を明確にしている。これらのマニュアルをもとに、救援センター開設運営訓練を実施し、適切な管理・運用体制を構築する。 ● 衛生環境確保のために必要な、学校のプール、雨水貯留、非常災害用井戸等による水洗用水の確保を速やかに実施できるよう体制を確保する。 ● 収集運搬及び処理に係る事業者等との協定締結等によりし尿処理の実効性を確保するとともに、区が策定する災害廃棄物処理計画や各種マニュアルにおいて、し尿処理に係る運用体制等の確保に向けた実施細目等の整備、演習・訓練等を行う。 ● 各施設等における災害用トイレについて、定期的な点検及び質的な改善等を実施し、備蓄等の維持管理を行う。 ● 公道上にマンホールトイレ等を設置する場合の道路使用許可などの手続を事前整理
発災後 3日目まで	<p><管理・運用体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協定締結事業者等と連携して、救援センター(避難所)等の給排水設備を点検し、被災状況を把握する。 ● 避難者のトイレニーズに備え、備蓄・整備した災害用トイレを避難者等が利用できる状態にし、トイレ機能を確保する。 ● 自宅のトイレが使用できない区民のトイレニーズに備え、その他公的施設に備蓄・整備した災害用トイレを利用できる状態にし、トイレ機能を確保する。 ● 排水管等の点検を行い、利用可能な水洗トイレは早期に利用再開する。 ● 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留、非常災害用井戸槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。 <p><衛生管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救援センター(避難所)等のトイレの衛生管理(清掃や消毒の方法、使用後の手洗い、ごみの保管場所の管理等)を行い、衛生環境を維持する。

フェーズ	対策
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災協定を締結している事業者等と連携して、救援センター(避難所)のトイレ環境に関する評価を実施し、必要に応じて改善する。 ● 各施設等において、衛生環境を維持するため、トイレ利用者が守るべき使用方法等を周知する。 ● トイレ利用者が使い慣れない携帯トイレや簡易トイレは利用方法を適切に周知する。 ● ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。 <p><し尿処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「豊島区地域防災計画」、「豊島区災害廃棄物処理基本計画」及び「災害廃棄物処理行動手順」に基づき、対応する。 <p><使用済み携帯トイレ等の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 使用済み携帯トイレ等については、適切な分別の下、生活ごみ・避難所ごみと合わせて収集運搬・処分を実施。特に、都内では、住民の在宅避難による携帯トイレ等の使用が多くなることを踏まえ、それに応じた収集運搬・処分体制を構築 ● 各自治体で事前に策定しているマニュアル等に沿って可能な限り主体的に対応 ● 救援センター(避難所)等の使用済み携帯トイレについて、所管区域内の被災状況を把握した上で、発生量の推定算出など、ごみ処理計画を速やかに策定 ● 可能な限り区が、主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして、支援を求め対応する。 <p><災害用トイレの質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衛生環境が悪化しないよう、「救援センター開設運営マニュアル」及び「個別マニュアル」に避難者によるトイレ清掃方法や当番等を明記し、トイレの衛生管理を行う。 ● 利用者へトイレの使い方について適切に周知する。 ● 避難の長期化に備えて、都及び国に対して応援物資の要請を行うとともに、防災協定を締結している事業所等に資機材等の借用・調達を依頼する。 ● 救援センター(避難所)及びその他公的施設等における災害用トイレについて、配慮が必要な事項を踏まえ、設置・運営をする。

フェーズ	対策
発災後 1週間以降	<災害用トイレの質の向上> ● 避難の長期化に伴い多様化する避難者のニーズを踏まえ、快適で衛生的なトイレ環境への改善

4. 自助・共助の取組の普及啓発方針

自助・共助の取組の普及啓発について、以下の対策を推進する。

フェーズ	対策
発災前	<p><自助・共助の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区内で開催される防災イベントで、区民が携帯トイレの取り付けを体験できるようなブースを出展する等して、携帯トイレの使用方法や家庭内備蓄の必要性を普及啓発する。 ● 災害用トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等)を利用した訓練を実施する。 ● マンション管理組合に向けて、マンション内での災害時のトイレ使用及び使用再開のルールづくりや携帯トイレの備蓄について普及啓発する。 ● 区有施設の個室トイレに携帯トイレ使用方法を平常時のうちから掲示しておく等して、使い慣れない携帯トイレの使用方法を周知する。

※普及啓発内容(各主体の役割や取組)

普及啓発する内容は以下のようなものが考えられる。各主体に求められる役割や取組への理解を深めてもらうとともに、災害時に慌てることが無いように、平常時のうちから準備することや発災時の対応方法を普及啓発する。

フェーズ	対策
発災前	<p><区民の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最低3日間分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレの日常備蓄の実施 ● 家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水のくみ置き等により生活水の確保に努める。 ● 自宅の下水道・浄化槽の点検方法や携帯トイレ・簡易トイレの利用方法の把握、救援センター(避難所)等のトイレの使用ルールや手指衛生について理解しておく。 <p><地域防災組織等の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄 <p><事業者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するため、携帯トイレ・簡易トイレ等を3日分を目安として備蓄しておく必要がある。

フェーズ	対策
	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯トイレ及び簡易トイレ等に関して、従業員や顧客等の外来者が混乱することなく使用・維持管理するためのマニュアルを作成するとともに、訓練や研修を実施 ● 施設のトイレ機能を確認するための自主点検方法を確認 ● 震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄について検討していく。 ● 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者(来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など)のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。 ● 備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。 ● 事業所においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水のかみ置き等により生活用水の確保に努める。 <p><マンション管理組合の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの備蓄 ● 給排水管の老朽化の点検、発災時の点検方法の事前確認 <p>(参考:公益社団法人空気調和・衛生工学会 集合住宅の在宅避難のためのトイレ使用方法検討小委員会「集合住宅の災害時のトイレ使用マニュアル作成手引き」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民への災害時のトイレ状況、使用方法、備蓄に関する普及啓発 ● マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携し、)防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ● 災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)を実施する。 <p><マンション居住者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの備蓄
<p>発災後 3日目まで</p>	<p><区民の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の機能に支障が発生している場合には、家庭における携帯トイレ及び簡易トイレ等の備蓄を活用する。 ● 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、応急給水栓や非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

フェーズ	対策
	<p><地域防災組織等の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯トイレ・簡易トイレ等の活用 ● 公園等近隣のマンホールトイレの設置・管理 <p><事業者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業者における携帯トイレ及び簡易トイレ等の備蓄を活用する。 ● 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、応急給水栓や非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。 <p><マンション管理組合の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排水管等の修理が終了していない場合は携帯トイレ・簡易トイレを活用 ● 給排水管の自己点検 ● マンホールトイレ等の災害用トイレの活用 <p><マンション居住者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排水管等の修理が終了していない場合は、備蓄していた携帯トイレ・簡易トイレを活用
<p>発災後 1週間以降</p>	<p>—</p>

豊島区災害時トイレ確保・管理計画

令和8年6月策定
(豊島区総務部防災課)